

理事会議事録

期 日 令和7年7月7日（月）

会 場 鹿児島県市町村自治会館（4階 401号室）

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理事長

(枕崎市長)

前田 祝成  印

理 事

(始良市長)

湯元 敏哉  印

理 事

(三島村長)

大山 辰夫

 印

理事会議事録

1. 開催日時

令和7年7月7日 午後1時28分～2時41分

2. 開催場所

鹿児島県市町村自治会館（4階401号室）

3. 出席者・議長等

○理事会議員定数：12人

○出席者：9人

前田理事	(枕崎市長)	
永野理事	(肝付町長)	※書面参加
椎木理事	(出水市長)	
田中理事	(薩摩川内市長)	※書面参加
中重理事	(霧島市長)	※書面参加
湯元理事	(始良市長)	
大山理事	(三島村長)	
池上理事	(湧水町長)	
鎌田理事	(瀬戸内町長)	※書面参加
高岡理事	(徳之島町長)	※書面参加
牧角理事	(県医師国保組合理事長)	※書面参加
塩田理事	(国保連合会常務理事)	

○欠席者：なし

○議長：前田理事(枕崎市長)

○議事録署名者：前田理事(枕崎市長)

湯元理事(始良市長)

大山理事(三島村長)

4. 議事

【報告事項】

報告第4号 弾力条項(令和6年度介護保険事業関係業務特別会計)の適用について

〃 第5号 弾力条項(令和7年度診療報酬審査支払特別会計)の適用について

【議決事項】

- 役議案 第 15 号 処務規程の一部改正について
〃 第 16 号 就業規則の一部改正について
〃 第 17 号 職員給与規程の一部改正について
〃 第 18 号 職員事務服貸与規程の廃止について
〃 第 19 号 乳幼児医療費助成事業に係る審査集計事務処理規則の一部改正について
〃 第 20 号 通常総会の開催について
- 議案 第 20 号 令和 6 年度事業報告の認定について
〃 第 21 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 第 22 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 第 23 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 第 24 号 令和 6 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 第 25 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 第 26 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 第 27 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 第 28 号 財産の処分（令和 7 年度）について
〃 第 29 号 令和 7 年度一般会計歳入歳出予算補正について
〃 第 30 号 令和 7 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
〃 第 31 号 令和 7 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
〃 第 32 号 令和 7 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について
〃 第 33 号 令和 7 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
〃 第 34 号 令和 7 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について
〃 第 35 号 役員の改選について

5. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 成立・開会宣言

理事 12 人中 12 人が出席（書面による出席含む）しており、定数の半分以上が出席していることから定足数を満たしたため有効に成立する旨を告げ、開会を宣言した。

(2) 主催者挨拶

【前田理事長】

皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。
また、皆様方には、かねてから本会の事業運営につきまして、格別な御理解と

御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る6月13日、経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針2025）が閣議決定されました。

社会保障関係費については「経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する」と明記されました。

一方、国保については、保険料水準の統一に加え、保険者機能や都道府県のガバナンスの強化を進めるため、調整交付金や保険者努力支援制度その他財政支援のあり方についての検討、保健事業でのICTを活用したエビデンスに基づくPHRの支援、糖尿病性腎症の重症化予防等の大規模実践事業を踏まえたプログラムの活用を進めること等が盛り込まれております。

また、被用者保険の適用拡大を柱とした年金制度改革関連法が同じく6月13日に成立しておりますが、社会保障審議会医療保険部会において国保サイドの委員から、「今後、さらなる適用拡大の検討を行う場合には、国保制度に与える影響はもとより、医療保険制度の一本化を含めた抜本的な見直しなど医療保険制度の将来像についても十分に議論を行ってほしい」と旨の要望も出されたようです。国保財政に大きく影響する被用者保険の適用拡大には今後の動向に注視が必要と考えております。

他方、総務省研究会の報告書において、人口減少による人材不足の顕在化やノウハウが蓄積されず事務処理が困難になっている市町村も出ていることから、市町村事務の広域処理等行政サービスのあり方の見直しの提言で、国保連合会や都道府県が広域的な役割を果たすことが考えられるとされております。

そのような中、国保連合会・国保中央会を取り巻く環境も大きく変化しており、今後直面する多くの困難な課題を捉え、保険者等の期待に十分にこたえていくために策定された「めざす方向2023」を柱に全国の国保連合会と国保中央会で取り組み、併せて本会では中期経営計画においても社会保障に係る保険者等業務（医療・保健・介護・福祉）を総合的に支援することをビジョンに掲げ、皆様のニーズをしっかりと捉え、負託に応えられるよう様々な取組を進めているところでございます。

さて、例年11月に開催される国保制度改善強化全国大会につきましては、この後、案内があるかと思いますが、これまで取り組んできております国庫負担減額調整措置の廃止、安定的な財政運営の確保と保険者機能の堅持等の要請はもちろんです。物価高騰に対する社会保障費への反映等々国保を取り巻く状況は非常に厳しい状況が続いていくことが想像されます。

我々現場の声を直接届ける大変良い機会でもありますので、御参加くださいますようお願いいたします。

結びになりますが、本日の理事会は専決処分させていただいた件についての報告、規程等の改正、令和6年度事業報告及び決算関係、令和7年度予算補正等について提案させていただくこととしております。

それでは、御協議の程よろしく申し上げます。

(3) 前回の総会以降の主な出来事等について

塩田常務理事から次の項目について説明

- I 国保制度改善強化全国大会について
- II 国保トップセミナーの開催について
- III 鹿児島県データヘルス計画推進支援事業について
- IV 第三者行為求償事務傷病原因調査支援事業について
- V 審査支払システム共同開発・共同利用について
- VI 国保総合システムの更改に係る令和8年度国庫補助要求について
- VII (令和9年度)第67回全国国保地域医療学会の開催について

(4) 議長選出

規約第32条の規定により前田理事長が議長に選出された。

(5) 議事録署名者指名

規約第35条の規定により湯元始良市長及び大山三島村長が議事録署名者に選任された。

(6) 議案及びその審議状況

【議長（前田理事長）】

御指名がありましたので議長職を務めさせていただきます。

本日の附議事項は、理事会としての議決事項及び来たる7月25日に予定しております通常総会に提案いたします報告事項、令和6年度決算などがございます。

なお、本日提案いたします議案等については、去る6月27日に開催されました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、協議しておりますことを申し添えます。

本日は、理事会議案の冊子と、A3判の総括表に基づき説明し、審議いただく方法を進めてまいります。

なお、可決の要件を確認できるよう、採決は挙手にて行いますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差しつかえございませんか。

(異議 なし)

御異議が無いようですので、始良市の湯元市長さん、三島村の大山村長さんのお二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、専決処分がなされた令和6年度及び7年度の弾力条項の適用についてですので、報告第4号及び第5号を一括して協議することにしたと思います。差しつかえございませんか。

(異議 なし)

御異議が無いようですので、報告第4号及び第5号を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

報告第4号～5号（一括審議）

(報告第4号 弾力条項（令和6年度介護保険事業関係業務特別会計）の適用について)

(報告第5号 弾力条項（令和7年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について)

事務局：

報告第4号及び第5号の弾力条項の適用につきましては、A3判横の総括表で説明させていただきます。

右上に、5分の1ページと記載のある各会計報告事項（弾力事項）総括表をご覧ください。

まず、弾力条項についてですが、本会規約第47条の2で定めているもので、特別会計のうち、業務勘定の一部の科目や支払勘定については、事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足を生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218条第4項の規定に準じて、弾力条項を適用することができるとしており、医療費などの増加により医療機関等への支払いに不足が生じたときは、増加する収入に相当する金額を当該経費にあて支払うため、通過勘定（トンネル勘定）として、専決処分の処理を行っているものでございます。

報告第4号は、令和6年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（3回）業務勘定で、補正額3千円の増額でございます。

主旨でございますが、住所地特例対象者に対する介護予防ケアマネジメント負担金の財政調整の結果、請求保険者への支出金に予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入、歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

報告第5号は、令和7年度診療報酬審査支払特別会計抗体検査等費用に関する支払勘定で、補正額132万円の増額でございます。

主旨でございますが、風しん抗体検査等費用支出金が増加したことにより、医療機関等への支出金に予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入、歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも報告どおり承認することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、報告第4号及び報告第5号は、報告どおり承認することといたします。

次は議決事項でございます。

役議案第15号から第19号の5件は、規程等の改正のため、一括審議として差しつかえございませんか。

（ 異議 なし ）

御異議が無いようですので、役議案第15号から第19号までを一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

〔議決事項〕

役議案第15号から第19号（一括審議）

（役議案第15号 処務規程の一部改正について）

事務局：

役議案につきましては、A4判横理事会議案で説明させていただきます。準備をお願いします。

理事会議案17ページをお開きください。

役議案第15号は、処務規程の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、本会の組織体制の見直しに伴い保存文書の編集項目に変更が生じることから、所要の改正をしようとするものでございます。

20ページをお開きください。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

右が改正前、左が改正後でございます。

別表保存文書の編集項目について、アンダーライン部分に保険者事務電算共同処理を加えるものでございます。

附則、この規程は令和7年7月7日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

(役議案第16号 就業規則の一部改正について)

事務局：

21 ページをご覧ください。

役議案第16号は、就業規則の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律の令和7年6月1日施行に伴い、懲役と禁錮を廃止し新たな刑として拘禁刑が創設されたことから、所要の改正をしようとするものでございます。

24 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

第6条第2号中アンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規則は、令和7年7月7日から施行し、令和7年6月1日から適用するものでございます。

(役議案第17号 職員給与規程の一部改正について)

事務局：

25 ページをご覧ください。

役議案第17号は、職員給与規程の一部改正についてでございます。

提案理由は役議案第16号と同様でございます。

28 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

刑法等の一部改正に伴い、28ページの第15条の2第3号から29ページの第15条の3第3項第1号中のアンダーライン部分を改め、第16条に第4項を加えるものでございます。

附則、この規程は、令和7年7月7日から施行し、令和7年6月1日から適用するものでございます。

(役議案第18号 職員事務服貸与規程の廃止について)

事務局：

31 ページをお開きください。

役議案第18号は、職員事務服貸与規程の廃止についてでございます。

提案理由でございますが、職員への事務服貸与については、平成26年度をもって終了したことから、規程の廃止をしようとするものでございます。

33 ページをお開きください。

附則、この規程は、令和7年7月7日から施行するものでございます。

(役議案第19号 乳幼児医療費助成事業に係る審査集計事務処理規則の一部改正
について)

事務局：

35 ページをお開きください。

役議案第19号は、乳幼児医療費助成事業に係る審査集計事務処理規則の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、令和7年4月からの子ども医療費助成制度の新制度開始（現物給付方式）に伴い、乳幼児医療費助成事業に係る審査集計事務（自動償還方式）については、令和7年3月診療分までの対応とし、報告事務手数料の算定及び収納・支払を令和7年8月処理で終了することから、所要の改正をしようとするものでございます。

38 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

第8条第3項にアンダーライン部分を加えるものでございます。

附則、この規則は、令和7年7月7日から施行するものでございます。

報告事務手数料の算定及び収納・支払については、令和7年6月までに提出された分について、各医療機関等に令和7年8月末までに支払うものとする。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第15号から第19号は、原案どおり決定することといたします。

次に、役議案第20号を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

役議案第20号

(役議案第20号 通常総会の開催について)

事務局：

39 ページをご覧ください。

役議案第 20 号は、通常総会の開催についてでございます。

日時は令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から、会場は鹿児島県市町村自治会館 4 階 401 号室でございます。

報告事項は 2 件、議決事項は 16 件で、令和 6 年度の事業報告及び決算に伴うもの並びに令和 7 年度予算補正など 40 ページまでお示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第 20 号は原案どおり決定することといたします。

ここからは、総会の議決事項として理事会から提出する議案で、令和 6 年度決算関係でございます。

議案第 20 号を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（議案第 20 号 令和 6 年度事業報告の認定について）

事務局：

41 ページをご覧ください。

議案第 20 号は、令和 6 年度事業報告の認定を求めるものでございます。

43 ページをお開きください。

令和 6 年度の事業につきましては、事業計画の基本方針に基づき、ここにお示しの事業報告のとおり実施しました。

まず、総括としまして、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大については段階的に実施されており、令和 6 年 10 月には企業等の規模要件も従業者数 51 人以上に拡大されました。また、少子高齢化の進行もあり、鹿児島県の国保の被保険者数は、この 8 年間で約 10 万人減少しております。

また、本年 6 月 13 日に可決・成立した年金制度改正法におきましては、10 年かけて企業規模要件を撤廃すること等が盛り込まれました。このことは国保の財政面においては、プラスになるとの試算も示されておりますが、被保険者数の減少は、国民皆保険体制の基盤となっている国保制度の存立そのものに大きな影響を与えるのではないかと危惧されているところでございます。

国保保険者を会員とする本会においては、国保被保険者の減少は財政を圧迫することに直面するものであり、今後の年金制度改革に係る国保制度の在り方を注視しなければならないと考えております。

これらの本会を取り巻く諸課題に対しまして、柔軟に対応できる人材を育成し、保険者の財政や事務の負担軽減を念頭に、積極的な保険者支援に取り組んでまいりました。

次に事業及び決算についてでございます。

1 令和6年度に行われました国保連合会に対する税制改正に伴い、請負業については全て非収益事業と整理し、適正な会計処理に努めました。

2 各種システムのクラウド化に伴う更改や保守運用等に伴う6年度・7年度の国保中央会負担金については、原則、本会で保有している積立資産で対応することとし、KDBシステム負担金及び特定健診等データ管理システム開発負担金などについては、保険者との協議を基に整理し、一部のやむを得ない負担金について見直しを行いました。

44 ページをお開きください。

3 6年7月から開始の重度心身障害者医療費助成事業において、自動償還払いに係る審査集計事務を受託し、市町村事務の軽減を図りました。

4 鹿児島県・鹿児島市が医療機関及び介護サービス事業所等に対し、物価高騰の影響による負担を軽減し、安定的なサービス提供の継続を図るために実施する物価高騰対策支援事業の支払いに関する事務を受託し、請求支払の事務のスキームを活用して医療機関等に支払いを行いました。

次に情報セキュリティ事件事故についてでございます。

後期高齢者医療に係る個人情報漏えいが発生しました。過誤・再審査結果通知書等を他医療機関へ誤って送付したというものであり、原因は職員の確認不足によるものでございます。対象者・関係者への謝罪、経緯説明、個人情報保護委員会への報告等を行い、再発防止策を講じたところでございます。今後、このような事件・事故を起こさぬよう、あらゆる情報漏えいリスクを想定し、リスク排除を図るとともに、再発防止に全力で取り組んでまいります。その他、ネットワークやシステムの障害により、システムの可用性が損なわれた事象が10件ございました。いずれも情報セキュリティ違反として取り扱い、本会で対処できるものは、再発防止策を講じたところでございます。

次に、重点事項の審査支払関係でございます。

ここからは、ポイントを絞って御説明申し上げます。

1 3年3月に厚生労働省・国保中央会・支払基金の三者で策定した審査支払機能に関する改革工程表に沿って、クラウドへの移行や支払基金と受付領域を共同利用するためのシステム開発が行われ稼働を開始したところでございます。

45 ページをご覧ください。

4 柔道整復施術療養費、はり師・きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費においては、国が示す審査要領に基づき適正な審査に努めまし

た。また、柔道整復施術療養費審査委員会において、多部位・長期・頻回等の施術が多い施術機関への指示文書送付により注意を促し、改善が見られない場合は保険者が訪問調査を行えるように情報提供を行いました。

5 介護保険及び障害者総合支援の報酬改定に伴い各種システムの改修を行うとともに、各種台帳整備においては関係機関と連携を図り、介護給付費及び障害介護給付費等の適正かつ速やかな審査支払業務に努めました。

次に保険者支援関係でございます。

1 保険者の第3期データヘルス計画に基づく事業を推進するため、KDBシステム等を活用したデータ抽出や分析に係るスキルアップを目的とした研修会を開催しました。保健事業の効果分析については、第三者による「保健事業支援・評価委員会」を活用し、効果的・効率的な事業展開に繋げる支援を行いました。

2 後期高齢者医療や介護保険に関するデータを基に保健事業支援・評価委員会を活用し、市町村が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進を支援しました。

46 ページをお開きください。

6 テレビ広報番組「国保でHOT情報」と機関誌「国保かごしま」による広報事業については、保険者への意向調査や広報委員会の意見を基に実施し、健康の保持増進等に関する情報の被保険者等への提供及び保険者の保健事業の取組や保健指導等に役立つ情報の発信に努めるとともに、幅広い年代への情報発信として「国保でHOT情報」については、制作番組の二次利用としてYouTubeへ掲載しました。

次に保険者協議会についてでございます。

1 県内医療保険者の医療費・特定健診のデータ分析を行い、二次保健医療圏の地域的傾向を可視化した資料を提供し、情報共有を図るとともに、各保険者において健康課題を把握し保健事業へ繋がられるよう活用を促しました。

47 ページをご覧ください。

3 特定健診及び長寿健診の受診促進を目的とした広報事業については、新たなテレビCM及びポスターを制作し、前回作成したCMと併せて放映を行い、健診の受診促進を図りました。

次に82ページをお開きください。

10 予算の適正な編成及び執行についてでございます。

予算編成にあたっては、実績を基に事業の評価を行い、新規事業の実施、事業の見直しを行い反映させました。

また、適正な予算執行等を確認するため、内部監査員による内部監査及び公認会計士による期中・期末監査を実施いたしました。

83 ページをお開きください。

11 令和6年度の決算額一覧でございます。

表の一番下をご覧くださいまして、各会計の合計の歳入は6,907億3,947万1,505円、歳出は6,904億1,435万7,241円で、歳入歳出共に対前年比は1.5%

の増でございます。
以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 20 号は原案どおり決定することといたします。

次に、議案第 21 号から議案第 27 号の 7 件は、それぞれ関連がありますので、一括審議として差しつかえございませんか。

（ 異議 なし ）

御異議が無いようですので、議案第 21 号から議案第 27 号までを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

議案第 21 号から第 27 号（一括審議）

（議案第 21 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出決算の認定について）

（議案第 22 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について）

（議案第 23 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について）

（議案第 24 号 令和 6 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について）

（議案第 25 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について）

（議案第 26 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について）

（議案第 27 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について）

（財産目録（令和 6 年度）について）

事務局：

議案第 21 号から 27 号までの令和 6 年度歳入歳出決算につきましては、A 3 判横の総括表で説明させていただきます。A 3 判横の右上に 5 分の 2 ページと

記載のある「令和6年度各会計歳入歳出決算総括表」をご覧ください。令和6年度の各会計歳入歳出決算の認定を求めるものでございます。

議案第21号は一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。収入済額10億3,530万8千円、支出済額9億6,730万8千円で、歳入歳出差引残額6,799万9,630円でございます。

議案第22号は診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。収入済額13億2,143万6千円、支出済額12億2,907万円、歳入歳出差引残額9,236万5,934円でございます。

議案第23号は後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。収入済額8億6,029万4千円、支出済額7億6,608万2千円で、歳入歳出差引残額9,421万2,074円でございます。

議案第25号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。収入済額1億6,386万6千円、支出済額1億5,888万7千円で、歳入歳出差引残額497万8,529円でございます。

議案第26号は介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。収入済額3億7,578万3千円、支出済額3億2,562万3千円で、歳入歳出差引残額5,016万147円でございます。

議案第27号は障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。収入済額1億1,646万9千円、支出済額1億108万7千円で、歳入歳出差引残額1,538万1,788円でございます。収入済額合計38億7,315万6千円、支出済額合計35億4,805万7千円で歳入歳出差引残額合計3億2,509万8,102円は、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

列、中ほどに記載の「主な収入及び予算額と収入額の差異の理由」は、補助対象事業の実績に伴う交付額の減少、ICT積立資産管理運用規程の改定に伴い、洗い替えによる繰入が不要となったことなど、ここにお示しのとおりでございます。「主な支出及び予算額と支出額の差異の主な理由」は、人件費の実績に伴う不用額、取扱件数が見込みより減少したことなど、ここにお示しのとおりでございます。

1枚おめぐりいただきまして、5分の3ページでございます。

議案第22号から議案第27号まで各種会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または公費実施主体である国・県及び市町村から受け入れた受入金の同額を保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でござ

います。

また、表の中ほどの段に記載のある、議案第 24 号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金を保険会社等から受け入れ、同額を市町村等に交付するものでございます。

予算額、収入済額、支出済額、歳入歳出差引残額につきましては、お示しのとおりでございます。

また、各勘定の事業内容及び予算額と収入・支出の差異の理由につきましてもここにお示しのとおりでございます。

支払勘定の収入済額合計は、6,868 億 6,630 万 7 千円、支出済額合計は 6,868 億 6,629 万 1 千円でございます。

歳入歳出差引残額 1 万 6,162 円は、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

1 段目の国民健康保険診療報酬支払勘定、歳入歳出差引残額は、翌年度に繰り越し、国庫補助を返還するものでございます。

次に、A 4 判縦の資料、「繰越額及び剰余金確認結果（令和 6 年度）」をご覧ください。

令和 7 年第 1 回理事会で御報告させていただきました「総会以降の主な出来事」において御説明させていただいたとおり、令和 6 年度税制改正に伴い本会の事業において、保険者等の委託を受けて行う請負業であって、国保法その他法令の規定に基づいて行う事業や保健事業等は収益事業から除外されることとなりました。

なお、これまでどおり実費弁償方式による判定を行い、剰余が生じた場合は、翌事業年度の手数料等の委託の対価を減額することとされております。

資料の最下段に記載の合計欄右端の欄をご覧ください。

令和 6 年度は、実費弁償方式による判定結果は約 2,136 万円の赤字となったことから手数料等の返還はございません。

なお、実費弁償方式の剰余額は、複式簿記の考えに基づき、厚生労働省が定めた剰余判定表による計算を行うため、単式簿記の歳入歳出決算書における翌年度への繰越額とは一致しないことを申し添えます。

次に A 4 判縦の別紙資料、中ほどに円グラフ入りの資料をご覧ください。

令和 6 年度決算（一般会計・特別会計業務勘定）の概要でございます。

診療報酬や介護報酬などを扱う各会計の支払勘定以外の数字を集めたもので、本会の事業運営費の 6 年度決算を取りまとめたものでございます。

一般会計や各業務勘定の中でも、診療報酬以外に保険者等から医療機関等へそのまま支払うものを除きますと、実質の運営費として約 23 億円でございます。その 23 億円がどのように構成されているかを表しております。

歳出で申し上げますと、右のグラフ人件費が 31.4%、システム関連費が 13.7%、国保中央会に支払う負担金が 17.6%、残り約 37%が事業に係る経費や減価償却に係る支出等でございます。ここにお示しの公課費 6,877 万円 3.0%は、消費税でございます。

また、お手元に「令和6年度財務諸表」をお配りしてございます。これまで各会計における決算について、単式簿記で御説明をさせていただきました。財務諸表につきましては、厚生労働省通知に基づき作成し、お配りしておりますので後ほどご覧ください。

続きまして、理事会議案にお戻りいただきまして、A4判横理事会議案の231ページをお開きください。

令和6年度決算令和7年3月31日現在における財産目録でございます。

1 現金の部は0円でございます。2 預金の部は普通預金総額で3億2,511万4,264円でございます。内訳はア一般会計からキ障害者総合支援法関係業務等特別会計までお示しのとおりでございます。3 債券の部は0円でございます。4 積立金の部は総額で17億5,317万9,433円でございます。

普通預金が376万5,739円、定期預金が17億4,941万3,694円でございます。これらの資産につきましては大口定期で6か月～1年の期間で安全かつ効率的な資産運用を実施しております。

積立金の内訳といたしましては一般会計積立資産から後期高齢者電算処理システム導入作業経費積立資産まで、ここにお示しの通りでございます。

財産目録合計額は、20億7,829万3,697円でございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ここで、監事の監査報告をお願い申し上げます。

<監査報告>

【監査報告（南九州市 塗木市長）】

皆さん、御苦勞様です。南九州市長の塗木でございます。監査報告をさせていただきます。

それでは、先ほど皆さんにお配りいたしました別紙の監査報告と監査結果報告書をご覧ください。

報告いたします。

鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第28条第2項の規定に基づき、令和7年7月2日事務局において、令和6年度事業実施状況及び一般会計・特別会計各歳入歳出決算書について、それぞれの関係者から説明を聴取するとともに、財産台帳・各種関係帳簿・証拠書類を照合するなどして事務の執行状況について監査を行った。

その際、監査法人による監査報告も受けた。

その結果を下記のとおり報告する。

なお、監事である保険者の国保担当主管課長の2人による予備監査も令和7年6月26日事務局において行っている。

1 令和6年度の事業は、概ね当初の事業計画どおり実施され、その目的を達していることを認めた。

2 預金通帳等の保管状況は厳正に行われ、一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、財産台帳・関係帳簿・証拠書類と照合の結果、いずれも的確に処理され、良好に管理されていることを認めた。

以上で監査報告を終わります。

【議長（前田理事長）】

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明と監事さんによる監査報告について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 21 号から議案第 27 号は原案どおり決定することといたします。

監事の塗木市長さんありがとうございました。

塗木市長さんにおかれましては、ここで退席されます。

（塗木市長退席）

【議長（前田理事長）】

次の議案第 28 号から議案第 34 号までの 7 件は、令和 7 年度の「財産の処分」及び「予算補正」となりますので、一括審議として差しつかえございませんか。

（ な し ）

御異議が無いようですので、議案第 28 号から議案第 34 号までを一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

議案第 28 号～34 号（一括審議）

（議案第 28 号 財産の処分（令和 7 年度）について）

（議案第 29 号 令和 7 年度一般会計歳入歳出予算補正について）

（議案第 30 号 令和 7 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について）

（議案第 31 号 令和 7 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について）

（議案第 32 号 令和 7 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について）

（議案第 33 号 令和 7 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正につい

て)
(議案第 34 号 令和 7 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正
について)

事務局：

237 ページをお開きください。

議案第 28 号は、財産の処分(令和 7 年度)について承認を求めるものでございます。

表中の積立資産の種類一般会計積立資産は、運用利息分として、2 段目後期高齢者医療財政調整基金積立資産は、洗い替えのため、3 段目の国民健康保険から 6 段目の介護保険までの各減価償却引当資産は、データエントリーシステムを構築する財源に充てるため、それぞれ取り崩すものでございます。

データエントリーシステムにつきましては、令和 7 年第 1 回理事会における「総会以降の主な出来事等について」にて、令和 8 年 3 月末が更改予定であることを御報告させていただきました。

更改に係るシステム構築費用等につきましては、最良な方法を模索するため令和 7 年度当初予算には計上せず、必要に応じて補正予算での対応とさせていただきたい旨、御説明していたところでございます。

その後、調査・研究を重ね課題を整理し、新たなデータエントリーシステムを構築することとして予算補正をさせていただくため、各会計で保有する減価償却引当資産を取崩し、財源とするものでございます。

以上でございます。

A 3 判横の資料にお戻りいただきまして、右上に 5 分の 4 と記載がありますページをお開きください。

議案第 29 号から議案第 34 号は、令和 7 年度の各会計の予算補正についてでございます。

議案第 29 号は一般会計で、予算補正額 2 億 7,778 万円の増額。

議案第 30 号は診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、予算補正額 9,989 万 1 千円の増額。

同じく同会計支払勘定で、予算補正額 1 万 5 千円の増額。

議案第 31 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額 9,721 万 1 千円の増額。

議案第 32 号は特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、予算補正額 566 万 3 千円の増額。

議案第 33 号は介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額 5,196 万 1 千円の増額。

議案第 34 号は障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、予算補正額 1,541 万 8 千円の増額でございます。

それぞれの予算補正の主旨でございますが、各会計に共通するものとして、データエントリーシステムの更改にかかる費用、その他、令和 6 年度の消費税確定による納付、令和 5 年度国庫補助金の消費税等に係る仕入控除額確定に伴

う返還や令和6年度の実績額確定に伴う返還、鹿児島県及び鹿児島市から委託がありました医療機関、介護施設等への給付金支払関連業務に要する経費などお示しのとおりでございます。

また、歳入・歳出の主な内容につきましても、ここにお示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第28号から議案第34号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次に、議案第35号を議題とします。事務局の説明をお願いします。

議案第35号

（議案第35号 役員の改選について）

事務局：

277ページをお開きください。

議案第35号は役員の改選についてでございます。

理事の定数は12人でございます。

任期は令和7年第2回通常総会終結後から、令和9年第2回通常総会終結のときまででございます。

理事の選任につきましては、市長会から5人、町村会から5人、国保組合からお1人の11人の推薦をいただき、会員外から1人を加えまして、ここにお示しの12人の方々を理事として提案するものでございます。

次に監事でございます。

定数は2人で、任期は理事と同様でございます。

監事の選任につきましては、ここにお示しのお2人を提案するものでございます。

278ページには参考としまして、現役員と新役員を掲載しております。以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 35 号は、原案どおり決定することといたします。

【議長（前田理事長）】

本日審議予定の附議事項は以上となりますが、全体を通して何か御質疑等ございませんか。

その他、附議事項以外でも何かありましたら、挙手にてお知らせください。

（ な し ）

特に無いようですので、これで議事進行は終了させていただきます。

御協力ありがとうございました。

(7) 閉会の挨拶

【川上事務局長】

理事の皆様方には、長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。

提案いたしました報告事項 2 件、役議案 6 件、議案 16 件すべて御承認いただきました。重ねてお礼申し上げます。

今年度の事業につきましては、順調に進めているところでございますが、私どもといたしましては、皆様方、保険者の厳しい財政状況を認識し、また、国保をはじめとする社会保障制度を取り巻く情勢を的確に捉え、保険者の共同体として負託に応じてまいる所存でございます。今後とも、御指導を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

【閉会】 午後 2 時 41 分